

補助を利用して

「お得」に住宅改修

「もっと安心な家になりたい」「もっと快適な家になりたい」
本市ではこうした夢の実現をお手伝いするため、住宅改修補助などのさまざまな
支援制度を整えています。内容などについては市役所にご相談ください。
また、工事については、市内の業者にご相談ください。



市内には
業者が
あります

安心な家になりたい

- ①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を専門家が耐震診断。
診断費=無料(交通費1,000円は自己負担)
- ②①の調査で耐震性が不足していると判断された住宅の耐震改修工事に補助金。
補助金=工事費の3分の1(上限:耐震改修は50万円。簡易耐震改修は25万円)
- ③耐震改修に併せた改修工事、壁や窓の断熱性を高めるエコ改修工事、子育てに関する改修工事に補助金。
補助金=20万円以上かかる工事の費用の30%(上限:耐震改修は50万円。エコ・子育て改修は20万円)

問い合わせは ①②は 建築指導課 ☎ 898-6752
③は 建築住宅課 ☎ 898-6834

人に優しい家になりたい

- ④60歳以上の介護を必要とする人が行う、安全、利便を配慮した家屋改修工事に補助金。(世帯・所得要件あり)
補助金=改造費の6分の5(上限50万円)
- ⑤重度身体障害者か障害児の移動などを円滑にするために行う小規模な改修工事に補助金。
補助金=住宅改造費(上限20万円)の7~9割
- ⑥重度身体障害者(児)が暮らす家の、玄関、台所、浴室、便所などの改修工事に補助金。
補助金=住宅改造費の6分の5(上限50万円)

問い合わせは ④は 介護保険室 ☎ 898-6157
⑤⑥は 障害福祉課 ☎ 220-5711

地球に優しい家になりたい

- ⑦住宅用太陽光発電システムの設置に補助金。
補助金=1kW当たり2万円(上限8万円)
- ⑧住宅用高効率給湯器(エコキュートなど)の設置に補助金。
対象=来年3月29日(金)までに設置工事を完了し実績報告書を提出できる人、100件(抽選)
補助金=1件当たり3万円
後期受付期間=9月3日(月)~7日(金)

問い合わせは 環境政策課 ☎ 898-6292

家に緑を増やしたい

- ⑨道路に面した部分への生け垣づくりに補助金。
補助金=工事費の3分の2(上限8万円)。既存の囲いを替える場合は加算あり(上限6万円)

問い合わせは 公園緑地課 ☎ 898-6842

道路づくりに協力したい

- ⑩建築基準法に定められた道路後退部分を市へ寄付や使用貸借する場合、無償で整備。さらに寄付の場合には奨励金。
奨励金=後退部分の面積によって最大13万円

問い合わせは 建築指導課 ☎ 898-6752

衛生環境を良くしたい

- ⑪対象区域内における合併浄化槽の設置に補助金。
補助金=新設の場合、5人槽は10万円、7人槽は15万円、10人槽は20万円。転換加算40万円やエコ補助金10万円の加算があります。
- ⑫公共下水道区域内で、し尿浄化槽やくみ取り便所を廃止して、公共下水道に接続する工事に補助金や融資。
補助金=供用開始告示後、3年以内は3万円。1年以内は5万円
融資=100万円以内(融資期間4年以内)
- ⑬農業集落排水処理区域内で、し尿浄化槽やくみ取り便所を廃止して、農業集落排水に接続する宅内排水設備工事に補助金や融資。
補助金=工事費の20%(上限6万円)
融資=100万円以内(融資期間4年以内)

問い合わせは ①②は 下水道整備課 ☎ 898-3074
⑬は 農村整備課 ☎ 898-6714

群馬の木で家を建てたい

- ⑭県産材(ぐんま優良木材)を使った自宅の新築やリフォームに補助金。
補助金=〈構造材〉最大100万円〈内装材〉最大15万円

問い合わせは ぐんま優良木材品質認証センター ☎ 266-8220

税金でも優遇制度

- ⑮既存の住宅に耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、固定資産税を減免。(工事完了後3カ月以内の申請が必要)
- ⑯自己の居住の用に供する家屋に耐震改修工事または、バリアフリー改修・省エネ改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、所得税の税額控除。

問い合わせは ⑮は 資産税課 ☎ 898-6218
⑯は 前橋税務署 ☎ 224-4371

